

# 横浜市公文書公開審査会答申

( 答申第 1 5 3 号 )

平成 1 2 年 5 月 3 1 日

横公審答申第153号  
平成12年5月31日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市公文書公開審査会  
会長 三 辺 夏 雄

横浜市公文書の公開等に関する条例第15条の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成11年3月30日都み21第273号による諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成9年6月30日付 甲丙間の確認書」、 「みなとみらい21地区24街区開発に関する条件見直しについて」及び「みなとみらい21地区24街区開発事業について」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成9年6月30日付 甲丙間の確認書」、「みなとみらい21地区24街区開発に関する条件見直しについて」（平成9年度文書番号第110号）及び「みなとみらい21地区24街区開発事業について」（平成9年度文書番号第124号）の3件の文書のうち、「みなとみらい21地区24街区開発事業について」（平成9年度文書番号第124号）について法人代表者の印影を非公開とした決定は妥当であるが、その余は公開すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成9年6月30日付 甲丙間の確認書」、「みなとみらい21地区24街区開発に関する条件見直しについて」（平成9年度文書番号第110号）及び「みなとみらい21地区24街区開発事業について」（平成9年度文書番号第124号）（以下「本件文書」という。）の公開請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成11年1月6日付で行った一部公開決定処分をの取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件文書は、みなとみらい21地区24街区の土地貸付契約の変更に關わる文書であり、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第9条第1項第2号、第3号、第4号及び第6号に該当するため一部を非公開としたものであり、その理由は、概ね次のように要約される。

## (1) 条例第9条第1項第2号の該当性について

本件文書には、公共的団体の契約、交渉などの事業活動に關わる情報が含まれており、みなとみらい21事業が現在も進行中の事業であることから、これを公開すると今後の同地区内での土地処分・貸付等に当たり關係事業者との交渉に支障が生じる。

また、公共的団体がみなとみらい21地区以外で全国的に行っている土地処分・貸付等の事業執行にも不利益を与えるおそれがある。

## (2) 条例第9条第1項第3号の該当性について

本件文書には、法人代表者の印影に關する情報が含まれており、これを公開すると当該法人代表者の財産権が侵害されるおそれがある。

(3) 条例第9条第1項第4号の該当性について

本件文書には、市と公共的団体との協議に基づき作成した情報が含まれており、本件文書の公開について公共的団体に照会したところ、公開は適当でない旨の回答を得ている。

市と公共的団体は、みなとみらい21地区をはじめ市内複数の地区において再開発その他事業を共同して展開しており、公共的団体の意思にかかわらず協議に基づいた情報が公開されると、今後公共的団体の事業協力を得られにくくなり、ひいては市として再開発その他事業を推進することに大きな困難が生じるおそれがある。

(4) 条例第9条第1項第6号の該当性について

本件文書には、みなとみらい21地区における土地処分・貸付等に係る交渉に関する情報が含まれており、公開することにより今後市が進めようとする同種の土地処分・貸付等の事務事業の円滑な実施に支障を生ずるおそれがある。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件文書の一部公開決定に対する意見は、概ね次のように要約される。

(1) 条例第9条第1項第2号について

本件文書は、みなとみらい21地区の中でも本件事業に関して、特殊事情から条件の見直しをしたことに関するものであり、これが直ちにみなとみらい21事業地区すべてに該当するものではなく、今後の同地区内での土地処分・貸付に当たって支障を来すことになるとはいえない。

ましてや、公共的団体が全国で行っている土地処分・貸付等の事業執行に不利益を与えるなどとは飛躍した議論であり認めがたい。

(2) 条例第9条第1項第3号について

印影の公開により、印鑑の偽造のような犯罪を誘発する事態は極めて稀であり、非公開とすべき情報ではない。

(3) 条例第9条第1項第4号について

実施機関は、公共的団体に対して、どのような照会をし、どのような回答を得たのか具体的内容が全く不明である。一般的に事業者はその情報を公開されることには消極的になりがちであり、非公開を正当とする具体的な事情がない限り、単に「公開は適当でない」と回答した」というだけで直ちに本号にいう信頼関係、協力関係を害することにはならないと考えられ、また、それほど強固な非公開要請であったのか大いに

疑問である。

(4) 条例第9条第1項第6号について

実施機関は具体的な非公開の必要性を述べておらず、「同種の土地処分・貸付等の事務事業」の範囲も明らかではなく、これではおよそ交渉、契約に関する情報は非公開とされかねない。

また、本件事業の条件見直しは、事業進行途上でのバブル崩壊という特殊な事情のもとでなされたものであり、これが今後の同種の事務事業の円滑な実施に支障を生ずるとは考えられない。

5 審査会の判断

(1) みなとみらい21地区24街区開発事業について

みなとみらい21地区24街区開発事業（以下「本件事業」という。）は、業務核都市の拠点として位置付けられるみなとみらい21地区開発事業の先導的プロジェクトであり、本件事業の成否が同地区の開発に与える影響は大きく、また、本件事業の成立により、市内経済の活性化や雇用の促進が期待されていることが認められる。

(2) 本件文書について

本件文書は、経済情勢の急激な変化や、みなとみらい21地区における先発事業と後発事業との間の著しい格差などから、市が事業者に対する土地貸付条件の見直しを行ったことを踏まえて、公共的団体が当該事業者に対する土地貸付条件についても市と同程度の見直しを行うよう、今後、市が公共的団体と協議・調整していくことを、市と公共的団体との間で確認した文書である。

(3) 条例第9条第1項第2号の該当性について

ア 条例第9条第1項第2号本文では、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報・・・であって、公開することにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件文書には市と公共的団体との契約、交渉などの事業活動に関わる情報が含まれていること、みなとみらい21地区開発事業が現在進行中の事業であることから、本件文書を公開すると、今後の同地区内での土地処分・貸付等に当たり公共的団体と関係事業者との交渉に支障が生じるおそれがあり、また公共的団体が全国的に行っている土地処分・貸付等の事業執行にも不利益を与えるおそれがあるため本号に該当するものであると主張している。

ウ しかし、みなとみらい21地区開発事業は現在進行中ではあるが、本件文書を公開することにより今後の同地区内で当該公共的団体の行う土地処分等について影響を及ぼすおそれがあると推測できる具体的な根拠を見いだすことは困難である。また、本件文書は、本件事業に関して、急激な経済情勢の変化をもとに締結されたものであるため、当該公共的団体が全国的に行っている事業については、それぞれの環境の中で判断されるべきもので、本件文書を公開することが直ちに当該公共的団体の事業に影響を与えとは考えられない。

したがって、本件文書は本号に該当するものと認めることはできない。

(4) 条例第9条第1項第3号の該当性について

ア 条例第9条第1項第3号では「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」は公開しないことができると規定している。

イ 本件文書のうち、「みなとみらい21地区24街区開発事業について」（平成9年度文書番号第124号）に記載されている法人代表者の印影は、偽造されるなどして当該法人の財産権が侵害されるおそれがある。

したがって、法人代表者の印影は、本号により公開しないことができる情報に該当する。

(5) 条例第9条第1項第4号の該当性について

ア 条例第9条第1項第4号では「国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件文書の公開の是非について公共的団体に照会したところ非公開とすべき旨の回答があったこと、また市と公共的団体はみなとみらい21地区をはじめ、市内複数の地区において再開発その他の事業を共同して展開しており、本件文書を公開することにより、市と公共的団体との信頼関係が損なわれ、事業協力を得られにくくなり、ひいては市として再開発その他の事業の推進に大きな困難が生じるおそれがあることを主張している。

ウ このため、当審査会は、当該主張を確認するため、実施機関に対して公共的団体からの非公開とすべきとする具体的理由の書かれた回答書の提出を求めたが、当該回答書は提出されなかった。このため、本件文書を公にすることが直ちに、市と公

共的団体との信頼関係又は協力関係を損うものであるとの主張が十分に根拠づけられていないと考えざるを得ない。

したがって、本件文書は本号に該当するものと認めることはできない。

(6) 条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 条例第9条第1項第6号では「市又は国等が行う・・・契約，交渉・・・に関する情報であって，公開することにより，・・・当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は，本件文書の公開により，今後市が進めようとしている同種の土地処分・貸付等の事務事業の円滑な実施に支障を生ずるおそれがあると主張している。

ウ しかし，本件事業の見直しは，急激な経済情勢の変化の中で行われたものであるが，このような急激な変化を通常想定することは困難であり，直ちに他の事務事業に影響するとは考えられない。

エ したがって，本件文書は本号に該当するものと認めることはできない。

(7) 結 論

以上のとおり，本件文書のうち，「みなとみらい21地区24街区開発事業について」（平成9年度文書番号第124号）に記載されている法人代表者の印影を，条例第9条第1項第3号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが，その余の部分は公開すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 3月30日	・ 諮問書受理
平成11年 4月23日 (第199回審査会)	・ 諮問の説明
平成11年 5月14日	・ 実施機関から，一部公開理由説明書を受理
平成11年 7月26日	・ 申立人から，一部公開理由説明書に対する意見書を受理
平成12年 1月14日 (第216回審査会)	・ 審議
平成12年 1月28日 (第 217 回審査会)	・ 審議
平成12年 2月25日 (第219回審査会)	・ 実施機関から処分理由の説明 ・ 審議
平成12年 3月10日 (第220回審査会)	・ 審議
平成12年 3月24日 (第221回審査会)	・ 審議
平成12年 4月14日 (第222回審査会)	・ 申立人から意見聴取 ・ 審議
平成12年 4月28日 (第223回審査会)	・ 審議